

# 令和6(2024)年度 東京大学大学院医学系研究科 修士課程 学生募集要項 (健康科学・看護学専攻, 国際保健学専攻, 医科学専攻)

※感染症等の影響により、本募集要項の内容を変更する場合は、本研究科ウェブサイトで公表しますので、随時確認してください。( <https://www.m.u-tokyo.ac.jp/daigakuin/apply/appguidemain.html> )

## 教育研究の目的

本研究科は、生命現象のしくみの解明、疾病の克服及び健康の増進に寄与する最先端研究を推進するとともに、医学系領域の各分野において卓越した学識と高度な独創的研究能力を有する国際的リーダーを養成することを目的とする。

## 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)

1. 東京大学大学院医学系研究科修士課程は、生命現象のしくみの解明、疾患の予防・克服と回復の促進、発達支援・健康増進に寄与する最先端研究を推進するとともに、各専門分野において卓越した学識と高度な独創的研究能力を有する国際的リーダーとしてのポテンシャルをもつ学生を求める。この基本理念をふまえ、専門分野を学ぶための十分な基礎学力を具え、新たな知的価値を創出することのできる学生を求める。
2. 入学者選抜においては、以下の点が問われる。
  - 各専門分野に求められる医学・保健学及び関連領域に関する広く基礎的な知識を礎として、生命現象のしくみの解明、疾患の予防・克服と回復の促進、発達支援・健康増進に向けて各専門分野において独創的な研究に取り組むことができる能力を持っていること。
  - 論理的で明晰な分析力と、既成の概念にとらわれない新鮮な着想力で、医学・看護学・保健学の各専門分野において自らが主体的に問題を発見し、それらを解決していく能力と意欲をもっていること。
  - 大学院で獲得した高度な知識と研究能力を礎として、医学・看護学・保健学の各分野において国際的なリーダーとして活躍できる能力を持っていること。
  - 将来国際的リーダーとして活躍しうるに足る外国語能力の基礎を具えていること。特に国際保健学専攻においては英語による講義、演習に必要な英語コミュニケーション能力を有すること。なお、医学系研究科修士課程の各専攻では、専攻別の入試案内に記載された教育研究上の目的を掲げており、入学者選抜においてはそれらの目標達成に必要な基礎的素養を具えていることが求められる。

## 1. 出願資格

- (1) 日本の大学を卒業した者及び令和6(2024)年3月31日までに卒業見込みの者(注1)
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和6(2024)年3月31日までに修了見込みの者(注2)
- (3) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について当該外国政府又は関係機関により評価を受けているものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和6(2024)年3月31日までに授与される見込みの者(注2)
- (4) 文部科学大臣の指定した者又は文部科学大臣が指定した教育施設等を修了した者及び令和6(2024)年3月31日までに修了見込みの者(注3)
- (5) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び令和6(2024)年3月31日までに授与される見込みの者
- (6) 個別の入学資格審査をもって、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認められた者で、入学時において22歳に達している者(注1)(注4)

(注1)上記(1)、(6)の「日本の大学」とは、学校教育法第83条の定める日本国内の大学を示す。

(注2)上記(2)、(3)には、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了した場合を含む。

(注3)上記(4)に該当する者とは、次の学校又は教育施設の卒業生(修了者)等を示す。

- ・文部科学大臣の指定する外国学校日本校
- ・文部科学大臣の指定する専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)
- ・旧大学令による大学又は各省庁設置法・組織令、独立行政法人個別法による大学校

(注4)① 上記(6) に該当する者とは、上記(1)から(5)に該当しない者のうち、4年制の大学に相当する教育施設の卒業生(修了者)等で、個別の入学資格審査により、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認められた者を示す。

② 上記(6) の資格により出願しようとする者は、出願前に個別の入学資格審査を行うので、事前に本研究科事務部(6.出願手続(4)あて先)に申し出たうえで、令和5(2023)年5月31日(水)までに審査に必要な書類を提出すること。なお、資格審査の結果は、令和5(2023)年6月15日(木)頃にEmailにて通知する。

③ 入学資格審査で日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者について、出願を受け付け、受験を許可する。

## 2. 選抜方法

出身学校の学業成績、その他の提出書類、筆記試験及び口述試験の結果等を総合的に判断し、入学者を選抜する。

## 3. 試験科目及び募集人員

専攻名	筆記試験科目		口述試験	募集人員 (※5)
	外国語	専門科目		
健康科学・ 看護学	英語 TOEFL又は IELTSの成績を 利用する。(※1)	下記の2題 ①保健学 ②専門分野 オンラインで実施する。 詳細は別添A参照(※2)	筆記試験合格者に対して 行う。オンラインで実施す る。 詳細は別添A参照。(※2)	25名
国際保健学	英語 TOEFL又は IELTSの成績を 利用する。(※1)	指導教員の指示に従いオンラインで 実施する。(※3)	全出願者に対してオンラ インで実施する。(※3)	21名
医科学	英語 TOEFL又は IELTSの成績を 利用する。(※1)	下記の2題 ①専門科目Ⅰ(※4) ・基礎問題1問 (生物学・物理学・化学から1問選択) ・専門総合問題 (4分野6問から2問選択) ②専門科目Ⅱ ・小論文	全出願者に対して行う	20名

## 備考

- (※1)詳細は、別紙「修士課程入試の外国語(英語)について」を参照すること。
- (※2)健康科学・看護学専攻の試験ならびに専攻分野についての詳細は、専攻別「入学試験案内」及び別添Aを参照すること。また、健康科学・看護学専攻では、保健師国家試験受験資格が得られる保健師教育コースと助産師国家試験受験資格が得られる助産師教育コースを平成26年度より開講している。保健師10名、助産師5名程度を上限としてそれぞれ受け入れる。コース履修の詳細についても専攻別「入学試験案内」を参照すること。
- (※3)国際保健学専攻の試験ならびに専門分野についての詳細は、専攻別「入学試験案内」を参照すること。
- (※4)医科学専攻の専門科目試験ならびに専攻分野についての詳細は、専攻別「入学試験案内」を参照すること。
- (※5)試験の成績によっては、入学許可者数が募集人員に達しない場合がある。

## 4. 試験期日及び場所

専攻名	筆記試験	筆記試験合格者の発表	口述試験
健康科学・看護学	令和5(2023)年8月21日(月) ・オンラインで実施する。	令和5(2023)年8月23日(水) 午後5時	令和5(2023)年8月25日(金) ・筆記試験合格者に対して オンラインで実施する。
国際保健学	令和5(2023)年8月1日(火) ～10日(木) ・指導教員の指示に従いオンラインで実施する。		令和5(2023)年8月23日(水) ・全出願者に対してオンライン で実施する。
医科学	令和5(2023)年8月21日(月)		令和5(2023)年8月22日(火)

## 備考

- (1) 試験の時間割及び試験場は、令和5(2023)年8月上旬に送付する「受験者心得」による。
- (2) 健康科学・看護学専攻の筆記試験合格者の発表は、東京大学医学部ウェブサイト (<http://www.m.u-tokyo.ac.jp/>) に掲示する。
- (3) 健康科学・看護学専攻の口述試験対象者に対し、受験者心得等を次の日程でEmailにより送付する。  
令和5(2023)年8月23日(水)の筆記試験合格者発表時  
※令和5(2023)年8月23日(水)中に受験者心得等を確認できない場合は、本研究科事務部(6.出願手続(4)あて先)に連絡すること。
- (4) 国際保健学専攻のオンライン筆記試験について、各指導教員が日時を7月中に指示する。

## 5. 合格者の発表及び入学手続

- (1) 合格者は、令和5(2023)年9月8日(金)正午に、東京大学医学部ウェブサイト( <http://www.m.u-tokyo.ac.jp/> )に掲示する。その際、保健師教育コース及び助産師教育コースの履修許可者についても発表する。
- (2) 入学許可書は、令和6(2024)年2月末頃、本人あてに郵送する。
- (3) 入学許可書を受けた者は、その際送付される入学手続要領に従い、令和6(2024)年3月初旬の所定期間

中に必要な入学手続(入学料の納付及び入学手続書類の提出)を行うこと。所定の入学手続を行わない場合は、入学しないものとして取り扱うので注意すること。

(4) 入学時に必要な経費(令和6(2024)年度予定額)

(日本政府(文部科学省)奨学金留学生に対しては徴収しない。)

入学料 282,000円

授業料前期分 267,900円(年額 535,800円)

上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

## 6. 出願手続

(1) 健康科学・看護学専攻及び国際保健学専攻出願者は、出願前に必ず指導教員に連絡を取ること。また、医科学専攻出願者で予め指導教員を決めて受験する者も同様とする。

出願は郵送に限る。郵送にあたっては、「提出書類等」を一括して本研究所所定の封筒に入れ、書留郵便とすること。出願書類の到達状況については一切回答しない。各自で追跡番号等により確認すること。

(2) 受付期間

令和5(2023)年6月21日(水)から6月30日(金)まで。

ただし、令和5(2023)年6月30日(金)までの消印があり、かつ7月4日(火)までに到着したものは受け付ける。

(3) 海外在住者など出願書類の郵送に困難がある場合は、オンラインによる出願も受け付ける。

受付期間は、令和5(2023)年6月21日(水)から6月30日(金)日本時間23:59までとする。

ただし、郵送が可能になった際は、速やかに出願書類の原本を郵送すること。

なお、出願書類が郵送およびオンラインの両方の方法で提出された場合は、郵送により受け付けた出願書類を正として取り扱う。

オンラインによる出願書類提出の形式について

(5)提出書類等のア)からク)の出願書類(イ)返信用封筒は除く)それぞれについて、PDF形式または画像ファイルとし、以下の要領で下記専攻別フォルダにアップロードすること。なお、ク)に示す提出書類についてはPDF形式では受け付けないものがあるので、専攻別の別添資料を確認して、ファイル形式を間違わないようにすること。

・出願書類それぞれのファイル名は【専攻名】出願書類名(氏名) とすること。

例:【健康科学・看護学】入学願書(医学華子).pdf

例:【国際保健学】成績証明書(医学華子).pdf

健康科学・看護学専攻志願者用フォルダ: <https://onl.sc/iMCSimV>

国際保健学専攻志願者用フォルダ: <https://onl.bz/QziF7uV>

医科学専攻志願者用フォルダ: <https://onl.sc/Npv2QyC>

(4) あて先

東京大学大学院医学系研究科学務チーム大学院担当

〒113-0033 東京都文京区本郷7丁目3番1号

in.m@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

(5) 提出書類等(※は本研究科指定の書式)

書 類 等	提 出 者	摘 要
ア※ 入学願書	全員	3か月以内撮影の正面上半身脱帽・無背景の同一写真を、入学願書、写真票及び受験票の所定欄に貼ること。作成時の注意事項については、「入学試験案内」を参照すること。
イ※ 返信用封筒	全員	3通、出願者本人のあて名を記入し、「受験票在中」の封筒のみ、84円分の切手を貼ること。 宛先が日本国外である場合は、送付に必要な国際返信用切手券（IRC: International Reply Coupon）を同封すること。
ウ※ 検定料 (30,000円)	<p>全員</p> <p>[日本政府(文部科学省)奨学金留学生を除く]</p> <p>※他大学に在学中の者は、奨学金留学生であることの証明書を提出すること。</p>	<p><b>【銀行振込】又は【コンビニエンスストアでの払込】、【ペイジー対応ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専門銀行での払込】若しくは【クレジットカードでの払込】のいずれかに限る。いずれの場合においても振込手数料又は払込手数料は出願者本人の負担となる。</b></p> <p><b>【銀行振込の場合】</b></p> <p>所定の振込依頼書に必要事項を記入のうえ、最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局不可)から振り込むこと(ペイジー対応ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専門銀行での所定の方法での払込の場合を除き、ATM、インターネットは利用しないこと)。</p> <p>振り込みの際、振込金受取書(B票)及び振込金受付証明書(C票)を受け取り、振込金受付証明書(C票)を提出すること。振込金受取書(B票)は領収書なので、大切に保管すること。郵便局・ゆうちょ銀行、ATM、インターネットでの振込では、「検定料振込金受付証明書(C票)」が発行されないので利用しないこと。</p> <p><b>【ペイジー対応ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専門銀行での払込の場合】</b></p> <p>払込に関する操作手順や注意事項については、別紙「東京大学大学院医学系研究科 検定料払込方法」を参照の上、払い込むこと。払い込み後、E-支払いサイトの「申込内容照会」にアクセスし、受付完了時に通知された<b>【お客様番号】</b>と</p>

		<p>【生年月日】を入力し、照会結果を印刷して出願書類に同封すること。</p> <p>【コンビニ又はクレジットカードでの払込の場合】 別紙「東京大学大学院医学系研究科 検定料払込方法」を参照の上、払い込むこと。</p>
エ 成績証明書	全員	<p>学部(教養課程の成績を含む。)の成績を証明するもの。コピー不可。</p> <p>海外の大学の卒業(見込)者は、英文証明書を提出すること。英文証明書を提出できない場合は、公証機関等が作成した英訳を添付すること。コピー不可。</p> <p>複数の大学を卒業した場合や、短期大学や他大学等から編入学した場合等は全ての教育機関での成績証明書を提出すること。</p>
オ 卒業(見込)証明書	全員	<p>海外の大学の卒業(見込)者は、英文証明書を提出すること。英文証明書を提出できない場合は、公証機関等が作成した英訳を添付すること。また、証明書には取得(見込)学位名が記載されていること。コピー不可。</p> <p>大学改革支援・学位授与機構により学位を得た者は当該機構が発行した学位授与証明書を提出すること。コピー不可。</p>
カ TOEFL又はIELTS 成績証明書	全員 [ただし、外国語審査(英語)を免除される者は不要]	<p>提出方法、提出免除対象者等の詳細は、別紙「修士課程入試の外国語(英語)について」を参照すること。</p>
キ 改姓・改名の証明書	該当者のみ	<p>提出する証明書が旧姓・旧名により発行されている者は、改姓・改名の事実を証明する書類を提出すること(戸籍抄本、婚姻届受理証明書等)。コピー不可。</p>
ク その他		<p>○健康科学・看護学専攻・・・小論文、誓約書、教育コース履修希望書(履修希望者のみ)、日本語能力証明書(外国人のみ)</p> <p>○国際保健学専攻・・・志望理由書、研究計画書</p> <p>○医科学専攻・・・志願理由書、日本語能力証明書(外国人のみ)</p> <p>詳細は「入学試験案内」を参照すること。</p>

## 7. 注意事項

- (1) 受験票は、令和5(2023)年8月上旬に郵送する。受験者心得は別途入学願書に記載のメールアドレスに送付する。試験の4日前までに到着しない時は、本研究科事務部(6.出願手続(4)あて先)に連絡すること。
- (2) 筆記試験において、指定された科目以外の科目を受験した場合は、無効となるので注意すること。
- (3) 出願手続後は、どのような事情があっても書類の変更は認めず、また、検定料の払いもどしはしない。提出された書類等は一切返却しない。
- (4) 現在まで行った職務内容に関する所属長の証明書類(様式随意)及び本人の論文・報告書等を6.出願手続(5)提出書類等に添えて提出してもよい。
- (5) 【健康科学・看護学専攻、国際保健学専攻】官公庁、学校、病院、民間企業等に在職のまま入学を希望する者は、「在職のまま大学院に入学することに支障はない」旨の勤務先の承諾書(様式随意)を入学手続時(5.合格者の発表及び入学手続 (3))に提出すること。  
【医科学専攻】官公庁、学校、病院、民間企業等に在職のまま入学を希望する者は、学業に専念させる旨の勤務先の長の承諾書(様式随意)を入学手続時(5.合格者の発表及び入学手続 (3))に提出すること。
- (6) 外国人は、入学手続時まで「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」において、大学院入学に支障のない在留資格を有すること。
- (7) 入学手続後は、どのような事情があっても、入学料の払い戻しはしない。
- (8) 障害等のある者は、受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、これを希望する者は、出願時に本研究科事務部(6.出願手続(4)あて先)に申し出ること。
- (9) 出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜(出願処理、選抜実施)、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。また、同個人情報は、入学者のみ①教務関係(学籍、修学等)、②学生支援関係(健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請、図書館の利用等)、③授業料徴収に関する業務を行うために利用する。
- (10) 出願書類において虚偽の記載や偽造が発見された場合、ならびに試験において不正行為があったことを示す明確な証拠が出てきた場合は、合格後、及び入学後においても遡って合格、及び入学を取り消すことがある。
- (11) 入学者選抜に用いた試験成績は、今後の本学の入試及び教育の改善に向けた検討のために利用することがある。
- (12) 東京大学では、「外国為替及び外国貿易法(外為法)」に基づいて「東京大学安全保障輸出管理規則」を定めて、技術の提供及び貨物の輸出の観点から学生の受入れ前及び在学中に、厳格な安全保障輸出管理を行っている。特に外国人留学生及び一部の日本人学生については、受入れ前の審査を必須としている。従って、外為法上規制されている事項に該当する場合は、たとえ入学試験の選抜により最終合格しても、その後入学が許可できない場合や、入学後の希望する研究活動に制限がかかる場合があるので、注意すること。